

前橋農業振興地域整備計画の変更理由書

令和7年8月1日付け前橋市告示第445号により告示した前橋農業振興地域整備計画を下記の理由により変更する。

記

1 「前橋農業振興地域整備計画」の策定・変更理由

経済情勢の変動その他情勢の推移により行われる開発行為により、当該農地を農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外する必要が生じた。

これらを踏まえ、当該事業区域内の「農用地利用計画」に変更が生じたことから、「前橋農業振興地域整備計画」の変更が必要になったため。

2 農用地利用計画の策定・変更理由

(1) 農用地区域からの除外

変更理由

経済情勢の変動その他情勢の推移により行われる開発行為により、農業振興地域の区域が変更され、農業振興地域内の農用地区域で無くなる土地について、農用地区域から除外する。
(法第13条第1項)

変更内容 農用地利用計画のとおり

地 域 名 前 橋 地 域
(群馬県前橋市)

3 農用地区域の概要

集団的機能を損なわない他目的利用計画地 10. 32ha を除外する。

<変更前>

農用地区域の設定方針

農用地区域を 8, 520.01ha (農業用施設用地 291.50ha を含む) に設定する。

<変更後>

現況農用地についての農用地区域の設定方針

農用地区域を 8, 509.69ha (農業用施設用地 291.50ha を含む) に設定する。

第2 農業生産基盤の整備開発計画の変更

変更なし。

第3 農用地等の保全計画の変更

変更なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画の変更

変更なし。

第5 農業近代化施設の整備計画の変更

変更なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保のための施設整備計画の変更

変更なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画の変更

変更なし。

第8 生活環境施設の整備計画の変更

変更なし。